

論文

「川越・張群会談」における日本の外交官

山口 真理子*

はじめに

本論文は、「川越・張群会談」において現場の外交官が果たした役割について論じることを目的としている。まず第1節では、「川越・張群会談」について簡単に整理するとともに、先行研究を概観し、問題点を探り出す。第2節では、須磨弥吉郎南京総領事に注目し、「川越・張群会談」における日本の外交政策の問題点を明らかにする。そして、第3節では、西春彦青島総領事を取り上げ、その動向を分析することを通して、「青島紡績会社罷業事件」が「川越・張群会談」に与えた影響について考えたい。最後の第4節では、蒋介石に焦点をあて、国民政府が「川越・張群会談」をどのように捉えていたかを明らかにし、なおかつ、そうした蒋介石の対日認識とそれに基づいた外交政策に日本側の外交官・外務省は十分な注意を払うことに失敗した、と論じる。

第1節 「川越・張群会談」について：
問題の所在

「川越・張群会談」は日中全面戦争前におけ

る最後の本格的な国交調整交渉であった。本交渉は、1936年（昭和11年）8月23日に四川省の成都で発生した4人の日本人が殺傷された事件（成都事件）と9月3日に広東省の北海で同地在留の日本人商店の店主・中野順三が数名の中国人によって惨殺された「北海事件」に伴い、中国側の対日態度の是正を要求する目的で9月8日から開始された。しかし、「川越・張群会談」の最中にも抗日事件の勢いは衰えず、9月19日には漢口で領事館吉岡巡査が射殺された「漢口事件」、23日には上海で第三艦隊・旗艦「出雲」の水兵が射殺される事件が発生した。こうした事態を受けて、交渉内容は排日の根絶・排日策動の禁絶のみならず、日中間の各種懸案事項の解決にまで及んだ。

これまでもこの「川越・張群会談」は、さまざまな角度から研究されてきた。大別すれば、そうした先行研究には2つの傾向がある。それはまず第1に、「川越・張群会談」の交渉過程を外務省・陸軍・海軍のアクター、そして中国国民政府の動向を中心に研究したものである。こうした研究によって、華北や内モンゴにおける日本軍の行動があまりにも甚大なものであったため、外交交渉だけでは限界があったこ

*早稲田大学大学院社会科学研究科 博士後期課程2年

と、そして、中国の内情変化も会談が失敗に終わった原因の1つだということが明らかにされた。特に、関東軍が援助した内蒙古軍が、中国側に敗退した「綏遠事件」の発生が、「川越・張群会談」決裂につながったことが指摘されている（〔秦 1961: 81〕〔島田 1962: 214〕〔臧 2011: 340〕〔樋口 2002: 187〕）。

第2の研究傾向は、「川越・張群会談」と同時期に行われていた、日独防共協定締結交渉との関連性を指摘したものである。こうした研究によって、当時、外務省の外交政策の1つとされた「国際防共主義」が対中関係に悪影響をもたらしたことが明らかにされている（〔井上 1994: 269〕〔酒井 1992: 193〕〔樋口 2002: 217〕）。

このように川越・張群会談をめぐる研究はすでに多数あるが、従来の研究は、実際の交渉過程外の要因（一方では、外務省・陸軍・海軍相互の対立と中国側の動向という要因、他方では、外務省の防共政策とドイツなどとの関係を考慮した要因）に失敗の原因を求めるものである。しかしながら、このような研究においては、実際に現場で交渉に携わった外交官は「川越・張群会談」についてどのように考え、行動したか、という問題に注意が払われていないように思われる。本論文は、この現場の外交官の態度・行動を分析することで、先行研究における欠落を補うことを目的としている。しかし、こうした外交官について論じる前に、「川越・張群会談」を特徴づける2つの事項、すなわち、会談を動かしたキー・パーソンと会談の主要争点を明確にしておきたい。

まず、「川越・張群会談」はその名の通り、日本側は川越茂駐華大使、中国側は張群外交部長を代表として実施されたものであり、9月15

日から12月3日までの間に計8回会談が行なわれた。しかし、その会談の実質は、川越、張群以下の須磨南京総領事と高宗武重州司長の間で行われた20回にもものぼる交渉にあった。川越・張群会談の前半で争点となったのは日本から出された7項目の要求案である。詳細については、次節で述べるが、この7項目は須磨・高の予備交渉の中で須磨が要求し、議題にのせたものである。また、会談が膠着してきた11月7日になると須磨自らが交渉妥結のために作成した「須磨試案」を高く提案し、それによって生まれた「須磨・高共同試案」によって須磨・高は張群外交部長を説得しようとした⁽¹⁾。このように、川越、張群以下の須磨、高が実質的には交渉内容の作成や交渉妥結に向けて動いた真のキー・パーソンであったのである。

続いて、何が会談の争点であったかを整理しておこう。「川越・張群会談」において最後まで意見が一致しなかった事項は、防共と華北に関するものである。日本は、当初、「防共施設ヲ実現スル為日本ト協定スルコト」、「北支ニ対シ徹底セル特殊制度ヲ設クルコト」という抽象的な要求を行った⁽²⁾。これに対して中国側は、第2回「川越・張群会談」（9月23日）の席上で「防共」と「北支」問題を一緒にして解決をはかり（つまり、北支の防共については譲歩し）、中国全土の防共については明言を避けることで日本からの要求に応えようとしたのであった⁽³⁾。しかし、日本は徹底的に中国全土の防共にこだわったため、交渉は平行線をたどった。結果的には、12月3日に日本側が交渉終結を宣言した口上書でもって一方的な要求を通告し、会議自体は終了したのである⁽⁴⁾。

中国全土における赤化防止については中国側

の猛烈な反対があり、当初からその賛同を得ることは難しかったと言える。しかしながら、その後の会談の中で北支防共協定や北支特殊事態を中国に容認させるためには、日本が冀東政府を解消し、内蒙古自治工作を停止することが条件となっていた⁽⁵⁾。これは、当時の日本にとって簡単に呑めるものではなかった。ゆえに、懸案となっていた北支の特殊事態や共同防共への対処は、これからの検討事項として持ち越しになり、成果はあがらなかったのである。

第2節 須磨弥吉郎の外交戦略

昭和11年9月5日、有田外務大臣から川越大使宛てに「成都事件」解決交渉開始方訓令が打電され、「川越・張群会談」の口火が切られた。まず、同日に有田外相は、「……それから支那に対しては排日言動の根絶といふ抽象的な注文をし、寧ろ先方から具体的に、たとへば教科書の改訂とかいろ、やらせるやうにしなければならん」[原田 1951: 156]

との談話を残している。そして、この談話通りの要求が、9月5日付の訓令として川越駐華大使や須磨南京総領事のもとへ伝えられることになった。実際の訓令は以下のものである⁽⁶⁾。

「(甲)

- (一) ……依テ帝国政府ハ国民政府自ラ本件ニ関スル重大ナル責任ヲ自覚シ誠意ヲ披露シテ自ラ前記暗翳ヲ掃スルノ措置ニ出デンコトヲ要求ス
- (二) 今次事件ハ其ノ導火線ガ南京ニ在リタルハ前項ノ通りナルモ他方排日運動依然トシテ熾ナルコトヲ実証スルモノナ

ルニ依リ根本的解決方法ノトシテ茲ニ左記ヲ要求ス

- (1) 国民政府ハ一切ノ排日ヲ根絶セシムベシ
- (2) 国民政府ハ国民党部其ノ他如何ナル団体タルヲ問ハズ其ノ一切ノ排日の策動ノ禁絶方ニ付其ノ責ニ任ズベシ
- (乙) 事件自体ノ解決
 - (一) 陳謝 (イ) 国民政府 (ロ) 四川省政府
 - (二) 責任者ノ処罰
 - (イ) 公安局長及警備司令
 - (ロ) 其ノ他ノ責任者
 - (三) 犯人及連累者並ニ煽動者ノ処罰
 - (四) 賠償
 - (イ) 死亡者ニ対スル弔慰金
 - (ロ) 負傷者ニ対スル治療費、見舞金
 - (丙) 国民政府ハ其ノ責任ヲ以テ在成都帝國総領事館ノ再開ニ対スル一切ノ支障ヲ最モ速ニ排除スベシ

つまり、9月5日時点での「川越・張群会談」における要求は、排日の禁絶と抗日テロ事件の善後措置の二点に集約できる。また、外務省は、中国側が日本に対して「(甲)」で言うところの誠意を披露する具体的な方法として、上海福岡間の航空連絡や台湾福州広東間の航空連絡、輸入税引き下げなどを考えていた。そして、それより更に進んで、北支問題に対支実行策に準拠して解決することも狙っていた。だが、あくまでも主眼は「(甲)」にあり、前述した具体的方法を使って「(甲)」を実現させようとしたのである。ところが、須磨南京総領事は9月8日に高宗武と予備交渉を行ない、次の7項目を実行すべきだと提案した。

- 「(一) 北支ニ対シ徹底セル特殊制度ヲ設クルコト
 (二) 防共施設ヲ実現スル為日本ト協定スルコト
 (三) 航空ニ関シ日支合弁会社ヲ設立シ例ヘハ福岡、上海ヨリ事件発生地タル四川迄ノ航空路ヲ開設スルコト
 (四) 行政各部ハ勿論軍政機関ニモ日本顧問ヲ招聘スルコト
 (五) 通商ヲ改善スル意味ヨリ日支関税協定ヲ復活シ又輸入税率ノ低減ヲ行フコト
 (六) 事件ノ性質上成都ヲ開埠地トシ且四川省内経済利権開発ニ関シ日本側ト合作スルノ制度ヲ確立スルコト
 (七) 政治犯人不引渡ノ原則等ヲ顧慮スルコトナク金九、金元鳳、李青天等ノ逮捕引渡ヲ実現スルコト(本件ニ付テハ七月二十六日ノ会見ニ於テ既ニ本官ヨリ強ク張ニ申入レタルニ張ハ考慮ヲ約シタル経緯アリ)⁽⁷⁾」

さて、外務省からの訓令と須磨の要求を読み比べてみれば明らかなように、出先外交官はより強い要求をしたのである(具体的に言えば、須磨の7項目の中で(一)(二)(四)(六)は外務省からの訓令には含まれていない)。

また、須磨は外務省の訓令を拡大解釈しただけではない。その他にも現地の大使の指示に反する行動も起こしている。たとえば、現地の川越大使は有田大臣に打電し、「成都事件」解決交渉の予備的協議には応じないよう須磨総領事へ指示して欲しい、と述べている(9月8日)⁽⁸⁾。しかしながら、実際には同日に須磨は高と予備的協議を行っており、その中で上記の提案を

行ったのであった。

それでは、なぜ外務省の訓令や現地の大使の指示を超えて、須磨は独自の外交交渉を行ったのであろうか。この問いには少なくとも3つの理由をあげて答えることができる。結論だけ言えば、第1に、須磨のある種の「外交官としての自信」という個人的態度に関するもの、第2に「過去の教訓から学んだ外交交渉」の重視という戦略に関するもの、そして、第3に、外務省内部での様々な問題点に起因するものである。以下、これらの理由について順を追って見ていくが、その前に、確認しておくべき事実がある。それは、前節でも述べように「川越・張群会談」で最後まで決着がつかず、尾を引いた問題が(一)の北支問題と(二)の防共の問題であったということである。そもそも「川越・張群会談」の開始以前から、北支問題と防共問題は日中関係で最も解決が難しい事項であった。北支問題は、陸軍の華北自治工作によって問題がさらに複雑化し、日中関係を悪化させたことで中国側との解決交渉自体が停顿してしまつた事項であった。また、防共問題も「廣田三原則」で中国側へその重要性を訴えたにも関わらず、「廣田三原則」交渉自体が失敗したことで話し合う余地はほとんどなかったといえる[島田1962:133]。

こうした事態を見て、須磨は、すでに1936年5月15日から「五省特政会」の設置案を唱え、これを国策とするべく陸軍側と共同して動いていた[劉1995:25]。この施策の目的は、華北五省をある程度日本の影響下に置いたうえで、対ソ戦に備え、防共について国民政府と共同して取り組む点にあった。これを実現するために、日中双方で懸案となっていた冀東政府の

解消をも考えていたのである。そして、このことを基礎として日中関係の調整を推進し、中国を日本側に引きこむことによって、日本が英米に対抗できるほどの安定勢力の地位を確立するという構想も同時に持ち合わせていたのであった。

上記のような「五省特政会」の設置案は、陸軍側の一部から賛同を得ており、加えて廣田首相や有田外相、そして川越大使からもある程度の評価を得ていた。このように独自の案が評価されるということから須磨は大いに自信を得ていたと思われる。実際のところ、須磨は本案の実施に向け、東京の本省で陸軍側の案としてまとめるよう手筈を整えた後に、7月16日まで出先の喜多大使館付武官と折衝するなどしてかなり積極的に行動を起こしている⁽⁹⁾。それゆえに、この自信を背景として、「川越・張群会談」の予備交渉においても独自の「五省特政会」構想を提示することで華北の問題だけでなく、防共問題までも解決しようとしていたと考えることもできよう。これが第1の理由である。

同様に、須磨は以前から「外交交渉」の手法によって積極的に具体案を中国側に提示し、国交調整を軌道に乗せようとしていた。須磨が作成した「対支交渉具体案⁽¹⁰⁾」からもそうした持論が読み取れる。それゆえに、今回の「川越・張群会談」の予備交渉においても、須磨から具体案を提示して外交交渉のイニシアティブを握ったことは、須磨の外交戦略の1つであった、と言える。

ところが、1935年を通して行われた「廣田三原則」交渉においては、須磨は中国側から具体案を引き出すことに専念していたが、結果として失敗している。この過去の苦い経験を教訓に

して、今までの硬直化した日中外交の方法に変化をもたらそうとしたことが、須磨が独自の交渉に臨んだ第2の理由である。実際の予備交渉の経過に対する川越大使や外務省の見解もこうした考察を裏付けているように思われる。というのも、当初は須磨に予備交渉に応じないよう求めた川越大使も後には須磨の行動を追認しており、また、外務省も訓令の明白な拡大解釈を行なって行動を起こした須磨を非難することはしていないからである⁽¹¹⁾。このような事態は、以前からの須磨の外交戦略を川越大使や外務省が(ある程度)理解していたことを前提として初めて成り立つものであるように思われる。

しかしながら、須磨に対する批判は外務省外から加えられることになった。たとえば海軍の豊田軍務局長は、「川越、須磨の交渉は稍中央訓令を逸脱してあり、適宜是正することとし支那にも幾分面子を立てる様にせば可ならん⁽¹²⁾」と言い、四相会議で決定した訓令を逸脱し、独自の行動をとる外交官たちに苦言を呈した。海軍は、従来、南進政策を方針としており、陸軍の北支問題を側面から支援するような須磨らの外交交渉と陸軍の姿勢に嫌悪感を抱いていた[樋口 2002: 184]。もちろん、須磨、川越は様々な機関から注目ないし批判を集めることは予想していたことだろう。それにもかかわらず、自主的な外交を行なった須磨の行動を説明するには、北支「五省特政会」構想への自信や過去の外交経験という2つの要因だけでは不十分であるように思われる。そこには、中央における対中外交の方針や政策はさまざまな政治主体が関与しているがゆえに遅々として進まず、また、方針や政策そのものが玉虫色になってしまうという第3の理由も関係していると考えらるべ

きであるように思われる。続いて、中央での外交政策決定過程における問題を検討し、須磨の積極外交の理由を探ってみたい。

まず手始めに、「川越・張群会談」時の東京での三省（外務、陸、海）の意見、動向を見ておきたい。全面的な日中国交調整（「川越・張群会談」）は、続出する抗日テロ事件への対応でもあったことは前に述べた。この抗日テロ以後、「川越・張群会談」の最後まで海軍が強圧的な態度に出たことは先行研究で明らかにされている通りである。すなわち、海軍は、抗日テロ事件を口実に、華中を南進の基地にしようと目論んでいたのであった〔島田 1962: 201; 1964: xliv〕。これに対して陸軍は、対ソ戦に備えた北支の緩衝地帯化に専念しており、南進指向のある海軍と共同して積極的に行動を起こすことは避けていた⁽¹³⁾。ただし、「川越・張群会談」での交渉事項として陸軍は「北支は南京に承認させなくても自力で促進す 防共だけ出来れば満足なり 防共の要求は絶対なり」と9月29日の三省事務会議において発言するなど、日中間の共同防共を最後まで要求の最優先項目として出し続けた⁽¹⁴⁾。こうした陸軍の防共政策には、2ヶ月後の11月25日に締結された日独防共協定と関係していることも先行研究で明らかにされている〔大畑 1963: 3〕〔ゲイロード1976: 46〕。

こうした中であって、外務省は、高圧的な姿勢をとる海軍を北支政策に集中したい陸軍と共に諫め、陸軍が主張する「防共」を外務省の「国際防共主義」という外套を着せた上で「川越・張群会談」の場に登場させた。しかし、完全に陸軍と歩みを共にすることも避け、海軍側には、「川越・張群会談」で海軍が熱望していた福岡－上海線の航空連絡の早期実現を要

求するという譲歩を行なっている〔樋口 2002: 140〕。このように、東京において、外務省は陸軍と海軍の双方の意見調整に腐心したと言えるが、ここで重要なのは、外務の最高責任者である外相、及び中央の関係者の「川越・張群会談」における問題の捉え方や理解が、現地の外交官とはあまりにかけ離れていた、ということである。

「川越・張群会談」が始まる約一か月前の8月11日に対北支政策の見直しの下、2つの新しい中国政策が決定された。それが、「対支実行策」および「第二次北支処理要綱」であった。この2つの政府決定は、第二次華北分離工作による既成事実を直ちに撤回する方向を打ち出すことはなかったが、自制的な華北政策を指示したものであった〔井上 1994: 263〕。

しかし、平穏な状況は長くは続かなかった。8月23日に「成都事件」、9月3日に広東省で「北海事件」が発生し、「川越・張群会談」が始められることとなる。海軍側の高圧的な態度が問題となったが、それに対して批判的な陸軍と一緒に海軍を抑えることに自信をもった有田外相は中国との国交調整について楽観的な見通しをもっていた。

しかしながら、現実の外交は有田が考えているよりも厳しいものであった。10月8日には、須磨と張公権との会談の中で、張から、中国全土での赤化防止策は考慮の余地がないことを言明された⁽¹⁵⁾。また、13日の「高・須磨会談」の中で、高は一般の赤化防止について「本件ニ付テモ数回論議済ナルカ、此ノ種協定（締）結発表スルコトハ、今ノ處全然見込ナシ」と答えている⁽¹⁶⁾。

このような現地の行き詰まった状況を東京に

報告すると共に、共同防共については日本側の譲歩を求める意見具申を14日に川越は有田宛て電報の中で行った。すなわち、中国全土にわたる赤化防止は中国側にとっては絶対に受容出来るものではなく、この項目に固執すると全体の交渉が破綻する恐れがあるということ、そして、須磨の北支特政会構想も現段階での実現は難しいが、今回の交渉では今後に向けての布石という意味合いに留め、中国側が提案している北支対応策（具体的な問題がある度に山東、山西、綏遠の三省に中央政府が必要な訓令を發出する）で我慢するべきではないか、ということを中心とした⁽¹⁷⁾。これに加えて、川越は、外務中央の方針の再考を求めた⁽¹⁸⁾。つまりは、防共問題について、中国側が主張する華北地域の防共（共同委員会を設置し、山海関から包頭以北の線）で留めるか、そうでなければ、中国側が日本と共同防共を実施することを明確にした上で実行の方法や地域などについて共同委員会において研究をするというラインで交渉を進めることを提案している。言うなれば、従来の中国全土を含めた共同防共には固執するのではなく、共同防共問題については中国側の意見を採用するなど、日本側の譲歩も必要であることを説いているのである。

しかし、有田の返答はそれに応えるものではなかった。有田は、川越の意見電は高・須磨間の話の参考にしたもので、高は「当ニナリ難キ」人物であるとし、まず川越・張群の間で話し合いを開始し、「当局者ノ確タル意向ヲ突止メラルルコト当方各方面ノ状況ヨル見ルモ必要ナルニ付右御舎ノ上至急可然御措置アリ度」と返すにとどまった⁽¹⁹⁾。こうした有田の発言の背景には外、陸、海の三省での事務会議における

膠着状態があった。海軍は、川越の請訓の内容に同意し、関係者間にて対中政策の再検討を行うべきだと主張したが、陸軍の部内で審議未了であったために、三省間で川越請訓について結論に至らず、前述のような訓令を出さざるを得なかったのである⁽²⁰⁾。

しかし、その三省事務当局会議において注目すべき発言があった。外務省上村東亜局長が、「現地大使始め本心は積極的なるも陸軍が動かぬことを知りたる以後は消極的となれり従て請訓の「ライン」にて中央に助け船を乞ふの形の如し昨日川越に対し張群と積極的にやる様訓電せりその結果に依り正式の請訓あるものと予想す⁽²¹⁾」と述べ、陸軍の援護の重要性をほめかしたのだ。そして、最終的にこの会議で「言論を指導し陸軍も大いに関心を有する旨を知らしむ（一方陸軍の最後案を促進することとす）」という事項が三省で合意されたのである。

ここまで見てきたことから分かるように、外務省は、外交の一手段として陸軍の協力を仰ぐことの有効性に注目していた。外務省の最高責任者である有田も別の場で、「此の調子ならば在来通陸軍の実力にてじりじり北支をやるより外なからんと⁽²²⁾」と語っているほどである。これは、陸軍の実力によって「川越・張群会談」の進展を後押しすることができると思っているに等しい。

このように、「川越・張群会談」時、外務省は内政にあっては南進を主張する海軍と対ソ戦のために華北工作を進める陸軍の間に挟まれ、意見の調整に追われていた。そういった状況において、外務省は落ち着いて対中外交方針を策定することができず、出先外交官が主導と

なって進めた交渉を追認するほかなかった。確かに、この時期、外務省は「国際防共主義」により、「川越・張群会談」で日中関係、ないしは将来の国際関係を建て直そうとしていた。しかし、須磨の交渉過程からもわかるように、日本は国民政府に対して共同防共を要求したものの、具体的な説明ができず、かえって中国側に不信感を抱かせてしまった。現地で交渉が行き詰まり、出先外交官の判断で交渉の早期妥結に向けて交渉内容や方針の変更を訴えても、中央の陸軍、海軍による影響によって外務省がリーダーシップを発揮し、決断を下すことはできなかった。そればかりか、膠着状況を打開するために陸軍の応援を依頼するほど外務省の外交推進力は低下していたのである。

このように意見調整に迫られる外務省の姿勢は須磨に対する一貫しない態度にも表れている。「五省特政会」構想が陸軍の一部勢力のみならず、川越大使や外務省からもある程度の賛同を取り付けたものであったこと、また、この案の実行のために須磨が陸軍と共同して行動したことを先に指摘した。これを須磨の自主外交の理由の1つとして提起し、その根拠の一部を外務省の追認に求めたわけであるが、海軍がこれを痛烈に批判したことも先に見た通りである。本来ならば、海軍からの批判に対して、一度は追認した須磨を擁護するかと思われた外務省は、海軍からの批判に引きずられる形で、「川越・張群会談」の過程で須磨を批判している。この本省からの批判に対して、中国側に交渉内容が値切られる可能性があったという理由によって、須磨の行動を正当化したのが現地にいた川越大使であった。この例からも分かるように、陸軍と海軍からの要求に挟まれた東京の

外務省の状況も要因となり、出先外交官は独自の交渉を続けることが出来たし、続けざるを得なかった。そして、ここに須磨が積極的に自主外交を行なった要因の1つがあるように思われるのである。次に、節を変えて、もう一人の外交官であった西春彦を取り上げて、さらにこの問題点を掘り下げてみたい。

第3節 西春彦と「青島紡績会社罷業事件」

しばしば指摘されるところでは、「青島紡績会社罷業事件」が、同時期に実施されていた「川越・張群会談」決裂の原因ともなった〔高村 2012: 226〕〔ロンドン王室国際問題研究所 1938: 126〕。以下、本節では、この問題について考えてみたい。まずは、この事件について簡単にまとめておこう。

この「青島紡績会社罷業事件」は1936年秋にまで遡る。この時期、抗日運動が大きな盛り上がりを見せていたが、その一環として、最初は上海、後に青島の在華紡でストライキが行われた。上海では11月初めからサボタージュの動きがあったが、9日には東部地区の在華紡8工場が約1万人がストに入るまでになった。しかし、結果として船津辰一郎の仲介などにより、上海におけるこの騒動は11月20日ごろには沈静化した。だが、このストは11月19日には青島に飛び火し、サボタージュが始まっていた。青島で起きた罷業事件は、上海のそれに比べ、事件の解決にかなりの時間と労力を費やすこととなり、なおかつ同時期にあった「川越・張群会談」に深刻な影響を与えた。この事件の交渉担当者となったのが西春彦青島総領事であった。

青島で起きた紡績会社罷業事件は、当初から

単なる労働争議ではなく、国民政府が関与した反日・抗日的な活動だという予想を西総領事は持っていた⁽²³⁾。現地では、武官である田尻穰と西は情報交換や打合せを欠かしていなかったようであるが、田尻も西と同様に「……暗中ノ指導者ハ南京中央党部ト見ルヲ妥当ナリトス」として、国民政府による政治的策謀を予想していた。だからこそ、「此ノ際最モ必要ナル事ハ我海軍ノ正ヲ取りテ動カザル厳然タル態度ノ表示ニアリト愚考ス⁽²⁴⁾」と強圧的な行動の必要性を訴えていたのである。実際に、労働者らによるストライキが暴力行動にまで拡大する過程で、海軍陸戦隊の上陸という行動がとられた。しかし、これは海軍の強硬姿勢を抑え込むことができなかったわけではなく、西総領事が主導したとも言えるものであった。

労働者によるストライキがおさまらない中で、西総領事は、1つの解決方法を提起する。それは、青島市長に本事件を調停してもらおうというものである。11月27日、西は紡績同業会の代表である平岡理事の理解も得て、本事件の解決、ならびに調査を青島市長に一任することに決めた⁽²⁵⁾。しかし、西はこのような表向きの処置により事件が解決されるとは考えてはいなかったようだ。なぜならば、西はこの交渉後にさらなる手を打とうとしていたからである。次にその内容について簡単に見ておきたい。

12月2日に紡績会社がロックアウトを断行し、その保護のために海軍陸戦隊が上陸したことは前述した通りである。だが、ロックアウトから海軍陸戦隊の上陸まで、反対意見がなかったわけでは決してない。この判断に反対していた紡績会社も1,2あったようである。しかし、西は、陸軍武官・海軍武官と共にロックアウト

と海軍陸戦隊の上陸は避けられないと判断していた⁽²⁶⁾。ゆえに、西はロックアウトに反対する会社を説得するため、紡績同業会の平岡理事を使い、何とかロックアウトを認めさせたのである⁽²⁷⁾。

その後、海軍陸戦隊は居留民の保護の任務だけでなく、市党部、図書館、新聞社平民報、国術館などを捜査し、書類を入手した。また、党部、国術館、平民報社長などを連行し、調査したのであった。この一連の行動に対して、国民政府側は「中国の主権を侵害するものだ」として、窓口である西春彦青島総領事に抗議をするとともに、陸戦隊の撤退と逮捕者の釈放を求めた⁽²⁸⁾。しかし、西はすでに海軍の行動を正当化すべく、海軍と打合せを済ませてあった⁽²⁹⁾。

そして、翌日の12月3日に最後の「川越・張群会談」が開かれた。その場で、張群から海軍陸戦隊による中国の主権侵略が訴えられ、陸戦隊の撤退と逮捕者の釈放と押収資料の返還が求められた。張群は、この問題を本会談の中心議題にすえようとしたが、川越はあくまで青島市政府の対応のまずさによるものだ、と述べるにとどめた⁽³⁰⁾。

しかしながら、現地の青島ではこの問題は終わってはいなかった。青島において、12月4日に外務、陸軍、海軍、そして紡績同業会により、今後の問題解決方法について協議会が開かれた⁽³¹⁾。そこで決定された、国民政府に対する要求はかなり広範囲にわたるものであったが、そして、有田外相から行き過ぎだとの訓令があった⁽³²⁾にもかかわらず、それを無視して西総領事は現地で当初決めた通りの項目を青島市に要求し、交渉をスタートさせた。当然ながら、青島市は一般問題（党部の取り締まり、国

術館の取り締まり、市政府に日本人顧問を採用すること、排日の取締)の項目に対して強く反発し、一時は交渉決裂の危機もあった。しかし、最終的には西総領事は、青島市に日本側の要求をほぼ認めさせ、交渉を終了させたのであった⁽³³⁾。

こうした西の行動において注目すべきことは、須磨との類似点である。まず第1に、一方では本省の訓令を拡大解釈し(須磨の場合)、他方では無視している(西の場合)ことは明白である。要するに、外務省の意思決定がそのまま現場の交渉に反映させなかった点において類似していると言える。第2に、須磨の場合には陸軍と共同で、西の場合には海軍と協力関係を築くことによって、独自の外交を進めている点も類似していた。こうした類似点は実際の交渉過程にどのような影響を及ぼしたのだろうか。まず気付くのは、交渉にあたって、中国側の動向を詳しく追跡する労を省いていることである。次節では、中国国民政府側の動向を簡単にまとめ、最後に、この点について考えてみたい。

第4節 国民政府にとっての「川越・張群会談」

「川越・張群会談」の最中、蒋介石は共産党に対する討伐、「綏遠事件」への対処など様々な仕事に忙殺されていた。しかし、蔣はあくまでも「安内攘外」政策を貫くことが最善の策だと考えていたようである。具体的には、共産党に対する討伐実行である。1936年7月に両広事変をおさめ、国内の統治にますます自信を強めた蒋介石にとって、「安内」に向けて残されたのは共産党だけとなった。だが、続発する事件

は、共産党に対する討伐のみに明け暮れていることを許さなかった。この期間に並行して行われた「川越・張群会談」を、蒋介石はどのように捉えていたのか。以下本節ではこの問題について論じるとともに、日本側の外務省はもちろん、現場の外交官も蒋介石の真意を見抜けなかったことを指摘したい。

川越大使は以前から、日中の関係改善には経済合作が有効であるとの意見を持ち、しばしば外務省もそう主張していた⁽³⁴⁾。そうした考えをもちながら、「川越・張群会談」において日本から経済合作を議題としてあげることはなかった。これは、すでに経済合作が日本の支那駐屯軍、興中公司の仕事になり、外務省の力が及ばなくなってしまったからである。しかし、「川越・張群会談」で経済合作が取り上げられなかったかという点、そうではない。国民政府側から経済合作の打診があったのである。とはいえ、蒋介石は、経済合作に日中関係打開の糸口を見出したわけではなかった。蔣は、日本の言う「経済提携」は、経済侵略だと見なしており、「成都事件」などをきっかけにさらに華北の経済独占をはかることを怖れていた⁽³⁵⁾。こうした怖れにもかかわらず、なぜ国民政府は経済合作を求めたのか。理由は2つある。1つは、日本の会談での主題が、華北分治と防共対策を中心とした政治的なトピックだったからである。日本は、経済合作よりも華北の行政や防共対策の議論を急いでいた。しかし、政治的な話題を中心にするのは、国内統一を目指す蒋介石からすると、あまりにリスクが大きい。だからこそ、日本政府の関心事になりそうにもないと蔣には思われた経済合作をトピックとして提議し、時間稼ぎの材料としたように思われる。

2つ目の理由は、一見すると、最初の理由と矛盾するものであるが、国民政府は経済合作を国民政府中央の権限内で処理したかった、というものである。この時点で、経済合作・経済工作はすでに地方でかなりの程度進められていた。日本の交渉担当者である支那駐屯軍田代軍司令官と冀察政務委員会の宋哲元とが「田代・宋哲元協定」を結んだのが1936年10月1日であり、経済合作は「川越・張群会談」時点においてある程度合意に達した事項であった（〔秦1961: 92〕〔Dryburgh 2000: 209〕を参照。国民政府に対して日本側が不信感を募らせている中において、宋哲元は「北〔支〕の国益の唯一の守護者」〔Dryburgh 2000: 209〕となっていたとも言われる）。当然、日本の狙いは、軍事的なもので、具体的には石炭・鉄鉱の調達とそれらを港まで運搬する鉄道の建設であった。これに対して、国民政府は、地方で進められる経済合作の主導権を中央のものにしたかった。そして、地方での経済合作を何とかして冀察政務委員会内に留めることで、他の省にまで広がることを防ぎたかった〔中村1983: 54〕。だからこそ、「川越・張群会談」内で国民政府は、経済合作を熱心に主張したのである。つまり、実質的に外交権を掌握して間もない蒋介石にとって対外交渉の際にも様々な国内要因を考慮に入れなければならなかった（家近は蒋介石が1935年には外交権を掌握していたことを明らかにしている〔家近2012: 96〕）。そして、このことによって、日本に対する態度は著しい変化を見ている。まずはこの変化を跡付けておこう。

よく知られているように、1936年7月の国民党第五期中央執行委員会第二回全体会議で、蒋介石は「最後の関頭」談話を発表した⁽³⁶⁾。そ

れは、日本が中国の領土主権を損なうようなことがあれば、それは最後の犠牲を払う時である、という強い意志を示したものであった。1935年の第五次全国代表大会で宣言した対外方針である「……最後の犠牲の決心を抱いて和平への最大の努力をする」と比べれば、蒋介石の対日観が変化したことがうかがえよう⁽³⁷⁾。

だが、おそらく蔣は対日戦争が近い将来に発生するとは考えていなかった。中国空軍の爆撃演習を観閲した際（1936年11月12日）には、「五年以内に倭国の空軍に追いつけば、我国の安全を守ることができる」と書き残している⁽³⁸⁾。また、1936年10月26日には「三年以内に倭寇は中国を亡ぼすことができない。我々はその圧迫を恐れる必要がない。今は、ただ忍従するしかない⁽³⁹⁾」とも書いている。このように蔣は、少なくともこれからの3年から5年以内の間は、対日戦は起こらないと考えていたように思われる。

しかし、対日戦争準備をおろそかにしていたわけではない。蔣は、これからの戦争が「総力戦」であることに注目していた⁽⁴⁰⁾。だからこそ、中国は資源の少ない日本よりも有利であり、そうした戦勝の見込みがあるからこそ、徹底抗戦のための準備をぬかりなく行なう必要性を訴えていたのである。実際、「川越・張群会談」中に「綏遠事件」や「青島紡績会社罷業事件」が起きても、自ら交渉をやめることはなかった。交渉をずるずると引き延ばしながら、対日戦の準備を進めていたのであった。

こうした蒋介石の戦略を外務省はもちろん現地で交渉にあたった外交官も見抜けなかった。この蒋介石の真意を見抜けなかったことが、三カ月もの長期にわたる交渉によっても実質的な

成果をあげられず、日本側の一方的な口上書読み上げによって「川越・張群会談」を打ち切りざるを得なかったことの一因であるように思われる。

おわりに

「綏遠事件」が起ると日中関係はますます険悪化し、「川越・張群会談」下で進められた交渉の打ち切りが避けられなくなった。出先外交官、特に須磨は、面子を保ちながら交渉を終結させる方法を熱心に考え、外務省へ請訓している。結果として最後の「川越・張群会談」において川越が口上書を読み上げ、一方的に交渉の終結を宣言したが、川越はそれ以前の請訓の中で「打ち切りとするも、その際、交渉経過の覚書（一方的のもの）を支那側に交附せんとするも、何等意味なきものにして、一切白紙にして打切然るべし⁽⁴¹⁾」と訴えていた。つまり、川越は実質的な成果のあがらなかった会談において一方的な覚書の類を相手側に押し付けることは不適当だと考え、そのように提案した。この川越の提案に海軍は賛同したものの、陸軍などの圧力から結局は口上書を読み上げることになり、その結末は何とも苦々しく冷え切ったものになってしまったのである。そして、その後の歴史に決定的な影響を与えた西安事変が発生するのは、12月3日の交渉打ち切りからわずか9日後のことであった。

なぜこのような経過をたどらなければならなかったのか。最後にこれまでの考察をまとめておきたい。

第2節で見たように、交渉の当事者であった須磨は、過去の廣田三原則交渉などでの反省を

生かし、外交戦略を変えた上で「川越・張群会談」に臨むことになった。後年、須磨の行動や交渉方法を当時同僚であった外務官僚たちは痛烈に批判をしている。たとえば、当時、天津総領事であった田尻愛義は、次のように述べている。

「川越大使のこの交渉をすすめる作戦は後で知ったことだが、須磨君に手広く、しかも烈しく瀬踏みをさせ、御代は悠々と乗り出すという方法であった。たしかに一つの手である。私は「一つ」と言うだけにとどめて要らぬ意見を述べることをさし控えた。……大使の作戦を中国側がどう解釈したか私にはわからない。文書の上で多少の了解事項は並んだし、結局二、三の懸案は解決したが、この交渉で当事者はともかく、日中間のほんとうの相互理解が深まったとは私には思えなかった。」〔田尻 1977: 48〕

当時、東亞局長であった森島守人の論調も須磨を非難するものである。

「南京の須磨総領事は強硬論で、従来から幾多の懸案を自ら手塩にかけて来た行掛りもあったものか、この機を逸せず諸懸案の全面的解決を計れという意見で、自ら外務省に電話をかけて、大使館側の意見を排撃し、本省の訓令も待たず、懸案一覧表を外交部に突きつけた位であった。そして華北問題の解決なくして、中国問題の根本解決なしというのが、強硬派の中樞的意見でもあった」〔森島 2007: 115〕

こうした批判から分かるように、須磨を中心とした出先による「自主外交」は、ある面では強硬的であった。しかしながら、本来出先の外交官を指揮・監督すべき外務省は、陸軍、海軍の意見調整に追われており、出先に対して熟考された対中政策を訓令できるほどの余裕はなかったと見てよいだろう。実際のところ、須磨の外交手法も（先に見たように外務省から批判されることもあったが）基本的には追認されていたし、「青島紡績会社罷業事件」での西の態度も外務省から黙認されたのである。こうした状況において、現場の裁量で自主外交を進めることは広く見られる現象である（もっとも有名などころでは、当時駐英大使であった吉田茂の「ワンマン外交」が想起されよう⁽⁴²⁾）。

ところが、在中外交官は、軍部と深いつながりを有しており、自主外交を行なう際にも軍部の意向を汲んだものとならざるをえなかった（須磨の場合には、陸軍との結びつきが、西の場合には海軍との結びつきが顕著であったことは先に指摘した通りである）。当時の中国の対日最優先事項が、華北の特殊事態を解消し、安定化させること、そして、関東軍による内蒙古工作を停止させることにあったことは明らかである。しかし、日本は自国の軍事的な利益を確保するための活動を続け、それが中国の許容限度をはるかに超えたものであったことに気付かずに、または気付いていても中国の実力を軽視し、譲歩しなかった。これは現地で交渉にあたった外交官についても言えることであり、軍部としばしば共同で行動にあたっていた外交官には、交渉に際して、交渉の余地はほとんどなかったと言える。

さらに、第4節では、蒋介石の外交戦略を概

観したが、日本側の外務省も出先の外交官もこの蔣の戦略に注意を払っていたようには思えない。このような交渉相手国の戦略についての認識不足が交渉失敗に導く原因となったことは想像に難くない。

それでは、なぜこのような認識不足に陥ったのか。先に示唆したように、陸・海軍との意見の調整に追われる外務省には現地の情報を収集・分析する力がなかったことは確かであり、それが現場の自主外交につながった1つの要因である。こうした自主外交の発生という事態は外務省の当時の状況から考えれば不可避であったかもしれない。しかしながら、その現場の自主外交といっても、外務省の訓令を拡大解釈・無視するという意味での「自主」ではあっても、軍部の意向に沿っているという点では独自性はなかったと言える。そして、軍事的利益を追求する軍部と共同してことに当たった外交官が、中国との交渉に際して、中国側の利害に目を向けるのではなく、自国の軍部の利害ばかりを考慮したことが、後に「強硬」と批判されるようになった原因であるように思われる。この点で印象深いのは、現場の外交官であった須磨や西が直接携わった交渉が一方的な通告によって幕を閉じたことである。すなわち、現場をもっともよく知っておくべき現場の外交官が直接交渉に臨みながら、一方的に幕を閉じたという事実を日本外交史のページに刻んだことが、本交渉においてももっとも際立った点であるように私には思われるのである。

〔投稿受理日2013.8.23／掲載決定日2014.1.23〕

注

(1) 外務省 2008年『日本外交文書昭和期Ⅱ 第一部

- 第五卷上』163-166頁。
- (2) 同上 100-102頁。
- (3) 同上 114-115。
- (4) 同上 188-192頁, 202-205頁。
- (5) 同上 118頁。
- (6) 同上 96-97頁。
- (7) 同上 101-102頁。
- (8) 同上 100頁。
- (9) 外務省記録「五省特政会由来記」(「帝国の対支外交政策関係一件 第六卷」所収)
- (10) 外務省記録「対支交渉具体案」(「帝国の対支外交政策関係一件 第六卷」所収)
- (11) 太田事務官は「私見ニ依レハ支那側ヲシテ案ヲ出サシメテハ結局之ヲ基礎トシテ討議ヲ進ムルノ已ムナキニ至ルヘク又支那側ノ出スヘキ案ハ大体想像シ居ルモノニテ之ヲ我方希望通り引上ケシムルハ容易ノコトニ非ス仍ツテ大綱丈ハ相互論シカケタルモノ(対支実行策参照)シ我方ヨリ先ニ提出スコト得策ナリ」というメモを「対支交渉具体案」の中で残している。また、その太田のメモの中に「軍中央部ニ於テハ「此ノ際我方ヨリ具体案ヲ蒋介石ニ出スヘシ」トノ喜多武官ノ意見……」という文言が散見されるように、軍側の意見も須磨に近いものであったことが想像できる。また、川越大使は昭和11年8月24日に行われた影佐中佐との会見の中で、「三原則に対しては大体貴見の通りで世間では価値が無いと云つて居るか自分は日支国交調整上内容的に見て當つ得たものと思ふ然るに何故支那が嫌かり日本でも不評かと云ふと其の内容でなくてあんな形式で支那側に要求するに在りと思ふ」(外務省記録「北支主要公館長会議記録昭和十一年八月於天津開催」(「帝国の対支政策関係一件第七卷」)と語っている。廣田三原則は、抽象的な目標を日本側が中国側へ提示し、それを達成する為の具体策を中国に提示させようと試みた方策であった。日本の影響力の拡大を懸念する中国から、日本が望むような具体案は到底引き出せるようなものではなかった。そのような経験から、川越大使も従来の方法に限界を感じていたことが読み取れるであろう。
- (12) 「北海(支那)事件経過概要」(軍令部第二課)支那事件経過概要其の十九(11,9,28) 島田俊彦編『現代史資料8』みすず書房 1964年 221-222頁。
- (13) 同上 227頁。
- (14) 同上 233頁。
- (15) 前掲『日本外交文書昭和期Ⅱ第一部第五卷上』131頁。
- (16) 同上 144頁。
- (17) 同上 145-146頁。
- (18) 同上 147頁。
- (19) 同上 147-148頁。
- (20) 前掲「北海(支那)事件経過概要」(軍令部第二課)『現代史資料8』263頁。
- (21) 同上 263頁。
- (22) 同上259頁。
- (23) 「上海青島紡績会社罷業事件」(昭和十一年軍令部第六課)白井勝美編『現代史資料(13)日中戦争(五)』みすず書房 1966年72頁。
- (24) 同上 55頁。
- (25) 同上 57, 73, 74頁。
- (26) 同上 78, 58, 59頁。
- (27) 同上 78頁。
- (28) 同上 79頁。
- (29) 同上 79頁。
- (30) 中国第二歴史檔案館 1994年『中華民国史檔案資料彙編 第五輯 第一編』江蘇古籍出版社 913頁。
- (31) 前掲「上海青島紡績会社罷業事件」(昭和十一年軍令部第六課)『現代史資料(13)日中戦争(五)』81頁。
- (32) 同上 85-86頁。
- (33) 同上 92頁。
- (34) 外務省 2008年『日本外交文書 昭和期Ⅱ第一部第五卷下』「川越大使葛光廷会談要領」1047-1048頁。
- (35) 秦孝儀 1978年『總統 蔣公大事長編初稿 卷三』中国国民党中央委员会党史委員会 968頁。
- (36) 秦孝儀 1981年『中華民國重要史料初編(三)』中国国民党中央委员会党史委員会 660-668頁。
- (37) 同上 657-659頁。
- (38) 前掲『總統 蔣公大事長編初稿 卷三』983頁。
- (39) 同上 978-979頁。
- (40) 同上 972頁。
- (41) 前掲「北海(支那)事件経過概要」(軍令部第二課)『現代史資料 第8 日中戦争1』269-270頁。
- (42) 当時駐英大使を務めていた吉田は、二度にわたって独自の交渉案を作成し、イギリス側に提出

したが、イギリス側は不信を抱き、取り合わなかった。この吉田の行動を細谷千博は「ワンマン外交」と評している（[細谷 1979: 39]）。しかし、先に指摘したように、須磨の場合には陸軍、西の場合には海軍と共同でことに当たっていたが、軍の反対によって、外相の地位を逃した吉田にはこうした傾向はなかった。

参考文献

- イアン・ヒル・ニッシュ 1994年『日本の外交政策 1869—1942霞が関から三宅坂へ』ミネルヴァ書房
- 家近亮子 2002年『蒋介石と南京国民政府』慶應義塾大学出版会
- 家近亮子 2012年『蒋介石の外交戦略と日中戦争』岩波書店
- 井上寿一 1994年『危機のなかの協調外交：日中戦争に至る対外政策の形成と展開』山川出版社
- 入江昭ほか編 1984年『戦間期の日本外交』東京大学出版会
- 白井勝美 1967年『日中戦争』中央公論社
- 白井勝美 1983年『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房
- 白井勝美 1998年『日中外交史研究—昭和前期』吉川弘文館
- 江口圭一 1988年『盧溝橋事件』岩波書店
- 江口圭一 1991年『十五年戦争小史』青木書店
- 大畑篤四郎 1963年『太平洋戦争への道 第五巻』朝日新聞社
- 上村伸一 1971年『日本外交史—日華事変』鹿島研究所出版会
- 許育銘 1999年『汪兆銘与国民政府—一九三一年至一九三六年対日問題下的政治變動』国史館
- ゲイロード窪田（片桐庸夫訳）1976年「有田八郎—日独防共協定における薄墨色外交の展開—」『国際政治』五六号 46-64頁
- 黄仁宇著 北村稔ほか編 1997年『蒋介石 マクロヒストリー—史観から見る蒋介石日記』東方書店
- 小池聖一 2003年『満洲事変と対中国政策』吉川弘文館
- 酒井哲哉 1992年『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』東京大学出版会
- 佐藤元英 1992年『昭和初期対中国政策の研究』原書房
- 島田俊彦 1962年『太平洋戦争への道 第三巻』朝

- 日新聞社
- 臧運祐 2000年『七七事変前的日本対華政策』社会科学文献出版社
- 臧運祐（根岸智代訳）2011年 西村成雄・石島紀之・田嶋信雄編「日中戦争直前における中日国交交渉」慶應義塾大学出版会 325-354頁。
- 高村直助 2012年第2刷『近代日本綿業と中国』東京大学出版会
- 中村隆英 1983年『戦時日本の華北経済支配』山川出版社
- 秦郁彦 1961年『日中戦争史』河出書房新社
- 秦郁彦 1996年『盧溝橋事件の研究』東京大学出版会
- 服部龍二 2001年『東アジア国際環境の変動と日本外交1918-1931』有斐閣
- 樋口秀実 2002年『日本海軍から見た日中関係史研究』芙蓉書房
- 細谷千博 1979年『日本外交の座標』中央公論社
- 森靖夫 2010年『日本陸軍と日中戦争への道』ミネルヴァ書房
- 三谷太一郎 1997年『近代日本の戦争と政治』岩波書店
- 劉傑 1995年『日中戦争下の外交』吉川弘文館
- 鹿錫俊 2001年『中国国民政府の対日政策—一九三—一九三三』東京大学出版会
- ロンドン王室国際問題研究所（堀江邑一訳）1938年『英国の見た日支関係』清和書店
- Marjorie Dryburgh 2000 *North China and Japanese Expansion, 1933-1937: Regional Power and National Interest*, Curzon Press.
- 参考史料
- 外務省記録「帝国の対支外交政策関係一件 第六巻」
- 外務省編 1998年-2008年『日本外交文書』昭和期Ⅱ 第一部第二巻, 第三巻, 第四巻上下, 第五巻上下
- 外務省編 1965-1996年『日本外交年表並主要文書 1840-1945』原書房
- 木戸幸一 1966年『木戸幸一日記』上巻 東京大学出版会, 島田俊彦, 稲葉正夫編 1964年『現代史資料第8 日中戦争1』みすず書房
- 白井勝美編 1966年『現代史資料13』みすず書房
- 原田熊雄 1951年『西園寺公と政局』第四巻・第五巻岩波書店
- 有田八郎 1959年『馬鹿八と人は言う』光和堂

- 高宗武（陶恒生訳）2009年『高宗武回憶録—回憶録
叢書』中国大百科全書出版社
- 周美華編 1971年『事略稿本 71』国史館
- 秦孝儀主編 1978年『総統 蔣公大事長編初稿 卷
三』中国国民党中央委员会党史委员会
- 秦孝儀主編 1981年『中華民國重要史料初編—対日
抗戦時期・緒編』中央文物供应社
- 須磨未千秋編 1988年『須磨弥吉郎外交秘録』創元
社
- 田尻愛義 1977年『田尻愛義回想録』原書房
- 中国第二歴史档案館 1994年『中華民國史档案資料
彙編 第五輯 第一編』江蘇古籍出版社
- 張群（古屋奎二訳）1980年『日華・風雲の七十年
張群外交秘録』サンケイ出版
- 西春彦 1965年『回想の日本外交』岩波書店
- 堀内干城 1950年『中国の嵐の中で』乾元社
- 松本重治 1975年『上海時代』上・中・下 中央公
論社
- 森島守人 1950年『陰謀・暗殺・軍刀：一外交官の
回想』岩波書店